

# 税務キャッチ・アップ

## 法人税関係

### 復興特別法人税のみなし課税事業年度

#### 1 はじめに

東日本大震災の復興のために必要な財源を確保するための特別措置法により、復興特別所得税と復興特別法人税が創設された。復興特別所得税は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間課税され、一方、復興特別法人税は、平成24年4月1日以後開始する3事業年度について課税される。

本稿では、源泉徴収されることとなる利子や配当等にかかる復興特別所得税について、復興特別法人税の申告上どのように取り扱うことになるのか、その留意すべき点について述べることにする。

#### 2 制度の概要

法人の各事業年度の所得の金額に対する法人税の額に10%の税率を乗じて計算した復興特別法人税を、法人税と同じ時期に申告・納付する。利子や配当等の一定の所得に課された復興特別所得税がある場合には、これらの金額を控除した後の復興特別法人税を納付することになるが(復興財確法49)、復興特別法人税の額の計算上控除しきれない復興特別所得税がある場合には、その還付を受けるための申告書を提出することができる(復興財確法53,56)。

##### (1) 課税事業年度とみなし課税事業年度

復興特別法人税の課税の対象となる事業年度(以下「課税事業年度」という)は、指定期間(平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間)内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内に属する事業年度(復興財確法45①)であり、この3年間は原則どおり復興特別法人税の申告をすることになる。

また、これらの課税事業年度以外の事業年度において、復興特別所得税が課されている場合には、その事業年度を課税事業年度とみなすことにより(復興財確法45③)、課税標準法人税額はないものとして(復興財確法47④)、控除されるべき復興特別所得税の還付を受けるための復興特別法人税の申告をすることができる(復興財確法54)。

##### (2) みなし課税事業年度の制度上の役割と効果

復興特別法人税は、3年間の税制上の措置であるが、復興特別所得税は平成49年12月まで25年の長期間にわたる制度であり、復興特別法人税の申告義務がない課税事業年度においては、源泉徴収された復興特別所得税の還付を受けることができないこととなってしまふ。

そこで、みなし課税事業年度を設けることにより、復興特別所得税の還付を受けるための申

告書の提出を可能としている。平成24年4月1日以前に開始した事業年度であっても、平成25年1月1日以後に源泉徴収された復興特別所得税がある場合には、同様に還付のための申告が可能である。

なお、復興特別所得税については、復興特別法人税から控除することはできるが、法人税から控除することはできない。

#### 3 おわりに

試算であるが、1億円の定期預金に対する1年間の利息が仮に金利0.1%で計算すると10万円となり、源泉所得税は1万5,000円で復興特別所得税は2.1%で315円となる。所有する上場会社の株式の配当が1年間で10万円あったとすると源泉所得税は7,000円(平成26年1月1日以降は本則により1万5,000円)で復興特別所得税は147円(平成26年1月1日以降は315円)となる。

利子や配当等に係る復興特別所得税は、金額的には少額となる法人がほとんどと考えられるが、復興特別所得税が課税される25年間は、法人の選択にもよるが基本的には還付を受けるために復興特別法人税の申告を続けることとなる。

(右山研究グループ  
税理士 根本 東樹)